

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第10号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 本庁（第2条関係）		別表第1 本庁（第2条関係）	
機関	職	機関	職
知事の事務部局	部長、局長、知事公室長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、予算調整室長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、 <u>家畜防疫主幹</u> 、組合検査主幹、 <u>会計検査主幹</u> 、検査主幹、主幹、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、総務学事課の庁舎管理、政策法務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、政策課の予算を担当する主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事	知事の事務部局	部長、局長、知事公室長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、予算調整室長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、総務学事課の庁舎管理、政策法務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、政策課の予算を担当する主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事
議会の事務部局	事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、総務課の秘書事務を担当する <u>副主幹</u> 及び主任	議会の事務部局	事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、総務課の秘書事務を担当する主任
教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、 <u>義務教育課の主任管理主事</u> 、高校教	教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、 <u>主任管理主事</u> 、 <u>管理主事</u> 、総務課の

	<u>育課の主任管理主事、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事又は給与関係の事務を担当する主任主事</u>
略	
労働委員会の事務部局	略
収用委員会の事務部局	<u>事務局長</u>

備考 略

別表第2 出先機関（第2条関係）

機関	職
略	
ミュージアム	副館長、瀬戸内海歴史民俗資料館長、文化会館長、 <u>文化会館次長</u>
略	
県税事務所	<u>所長、部長</u> 、総務課長
略	
保健医療大学	学長、副学長、 <u>研究科長</u> 、学生部長、図書館長、学科長、教養部長、事務局長、事務局次長
略	
教育委員会事務局教育事務所	<u>所長、所長補佐</u> 、主任管理主事
略	
県立学校	<u>校長、副校長</u> 、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、事務部長、事務長、船長

備考 略

	<u>庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事又は給与関係の事務を担当する主任主事及び主事</u>
略	
労働委員会の事務部局	略

備考 略

別表第2 出先機関（第2条関係）

機関	職
略	
ミュージアム	副館長、瀬戸内海歴史民俗資料館長、文化会館長
美術工芸研究所	<u>所長、次長</u>
略	
県税事務所	所長、次長（東讃県税事務所及び中讃県税事務所に置かれるものに限る。）、総務課長
自治研修所	<u>所長、次長</u>
略	
保健医療大学	学長、副学長、学生部長、図書館長、学科長、教養部長、事務局長、事務局次長
略	
教育委員会事務局教育事務所	<u>所長、所長補佐、主任管理主事、管理主事</u>
略	
県立学校	<u>校長、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、事務部長、事務長、船長</u>

備考 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。